

令和6年2月15日

厚木市教育委員会 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 卷 弘 光

保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求について（答申）

令和5年12月5日付けで諮問を受けた「保有個人情報不訂正決定」に対する審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

厚木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、小学校児童指導要録（学籍に関する記録）に記録されている保有個人情報に限定して不訂正とした決定を行ったことは、訂正請求書の記載内容からして不相当であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づいて、訂正請求の対象となる保有個人情報が何か確定をした上で、当該対象となる保有個人情報について改めて訂正の要否を判断し、審査請求人に対して処分をすべきである。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年7月18日付けで、個人情報保護法の規定に基づき、教育委員会に対して、特定の厚木市立小学校において、指導要録などの規定によって示された文書のうち、申請者分の保護者記載（例：学籍に関する記録）を訂正請求に係る保有個人情報の内容として記載した上で、別居親（審査請求人の父（以下、単に「父」という。））の氏名の記載がなく、同居している親一人のみ記載されているものを、両親とも氏名を記載することを訂正の趣旨とする、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (2) 教育委員会は、本件訂正請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人の在学する特定の厚木市立小学校における児童指導要録（学籍に関する記録）（以下、「本件行政文書」という。）であり、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、本件行政文書における保護者欄（以下「本件保護者欄」という。）の記載内容であると判断した。そして、本件保護者欄には、審査請求人の母（以下、単に「母」という。）の氏名のみが記載されていたことから、教育委員会は、本件保護者欄に母の氏名のみが記載されていることをもって本件保有個人情報が事実ではないといえるか否かを審査した。
- (3) 教育委員会は、令和5年8月1日付けで、本件保有個人情報の内容は事実であり、本件訂正請求に理由があるとは認められないとして、不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年8月7日付けで、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、厚木市教育委員会に対し、審

査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、教育委員会が決定した保有個人情報不訂正決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人提出の審査請求書、反論書及び添付資料での主張を総合すると、審査請求理由は、おおむね次のとおりである。

ア 保護者登録がなされていないことによって、保育施設から子の監護の妨げが起きた。

また、学校施設からも当初、保護者としての関わりがあるにもかかわらず、排除されるような誤解を招く結果となった。

そのため、保育及び教育機関においては、片親の申請だけではなく双方の親の意思に基づく保護者登録がなされるように、行政から経緯を確認した上で手続がなされるべきであるし、情報が不足しているときは、保有個人情報の訂正によっても保護者として二人の親が正しく登録されるべきである。

イ 処分理由について、配偶者によって監護することを阻まれているものに起因するものであり、保護者が誰であるかどうかは正式に通知される手段がないため、一人のみしか記載されないことによって存在知されないことから運用上の不具合が生じるものと理解している。

これを換言すると、子が親（保護者）であることの認知関係から運用を見直す必要があると考える。

なぜなら、夫婦の同意なく子らを別居状態にし、学校との連携がうまくいかないといった事実が既にあった。

また、配偶者の居住情報だけでは、保護者の数を正確に判断することすらできないのであるから、訂正請求をした。

ウ 「子を養育する意思と能力を有する親が、子を監護する及び養育する権利」があるとした上で、弁明書における理論上の根拠が明らかではない「措定」となっている枠組みだけの記載だけからすると、現状では、ただ実態を追従する意識や、多様性を想定した運用になっているかどうか煮詰まらなか

った過程があったにすぎず、運用上の問題がないという共通認識までたどり着いたとは、到底いえない。

反すうとなるかもしれないが、保護者地位の調整規定として整備していないことに尽きるのであり、当初、審査請求書に記載した経緯のとおり、不利益が起り得る状態のまま放置されているのである。

その結果、審査請求人によるケースではないにしても、このような事態は繰り返されていることが容易に想定できる。

そうなると、現運用において、判然とした内容によって正当性・合理性を定説的に述べられていないのではないかということになる。

エ 監護実績に基づき、監護者を指定する現行の裁判運用及び監護権を剥奪した親から親権を剥奪する現行の裁判運用について問題視され、これらを改善しようとする動きとして法務省HPに掲載されていることから、その詳細（現に関係が断絶されている親子の救済措置の欠如）の観点がないか確認していただき釈明を求める。

オ 「東京地方裁判所平成29年10月12日判決」のとおり、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合についても、判例の判断枠組みを踏襲し、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の内容及び公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」とされていることから、根拠となるような明白な説明がないため、もし弁明すべき点があれば、釈明を求める。

カ 本件処分は、次のとおり規定違反及び不利益となる侵害と思料される。

(ア) 同意のない子どもの連れ去りがあった上で、子に関する行政手続が認められるのであれば、憲法第14条（平等原則）、憲法第24条（両性の本質的平等）、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する保護者の定義などに反するものと解釈する。

また、憲法第98条第2項における国際協調主義の規定に関連するところでは、憲法第61条の国会の承認により、子どもの権利条約を締結している。

本条約は、第7条第1項等で子どもの権利等が定められている。

また、同条約第4条においては、行政の運用についても規定されているが、これを満たす現状とはいえず違法性がある。

自国も対象となるハーグ条約では、第7条において、「子の安全な返還を確保するための必要かつ適当な行政上の措置を行政上の措置を採ること」とされている。

審査請求人は、川崎市が管轄する保育園に通ったあとは、最寄りの小学校に通う意思があることから、川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第12条第4項の規定により、それらの意思が尊重されるべきである。

そもそも上位規範として、憲法第13条（幸福追求権）としての自己決定権が保障されていることや、憲法第26条（教育を受ける権利、学習権）の観点からの平等性も本来保障されなければならない。

子どもの権利委員会（CRC）では、第4回及び第5回の統合定期報告書に関する総括所見の29ページでも述べられているとおり、締約国に対して条約に対する措置を明確に促している。

令和2年7月8日にEU議会本会議で子どもの連れ去り禁止を日本政府に求める決議案を採択しており、令和3年9月29日米下院外交人権小委員会での公聴会では、「日本は共同親権の概念を認識していない」との批判をしている。

しかし教育委員会の判断は、上記に対して合理的ではなく違法性がある。

(イ) 子どもの教育は、最高裁大法院昭和51年5月21日判決（旭川学テ判決）による判示があり、これによると、子の成長と養育に関わる親と子に関する親権及び監護権の維持が尊重されている。つまり、親子の関係性は、自然的な結びつきがあり、自己充足と自己実現を図ることで自らの人格をも発展させるという関係であることから、憲法第13条の幸福追求権としても意義をなすということも十分に考え得る。

そして、憲法第26条の教育を受ける権利としては、子の学習権を保障するものであり、親が子に義務教育を受けさせることを課すことに加えて、親の子に対する教育権（自然的関係における親が一定の範囲において子に対する教育の自由を有すること）を保障している。

ここで、憲法以外の視点を踏まえたところ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条において、双方の親から等しく愛されてその生活を保障することが明示的になっている。

前述の憲法第14条（平等原則）を考慮すると夫婦ともに平等にこれら教育権に関しても関わりを持つことがやはり保障されている。

そして、憲法第41条により、国会は、法規範として策定する立法機関としての位置付けであり、ここで立法された憲法上の規定や主旨が、他の法令を遵守するようになっていなければならないと解されるので双方の親として平等性がなければならない。双方の同意を得ない行政手続が認められるのであれば、これまでのように同居して家庭教育を受けることができなくなっていることから、親権、監護権及び教育権（教育の自由）を侵害することになり、これらの憲法や条約等に基づく判断として合理性があるとはいえない。

つまり、至る所これらの憲法、条約、条例及び判示に照らし合わせても、特段の正当な理由がない限り、片親のみによる手続は、不利益性を与えることになる。

(ウ) 仮に親からの子に対する保護を理由に、片親のみの申請で行政手続ができるようにする仕組みがあることを事実とするのであれば、経緯の確認がなく切離しを利用すべき手段を助長していることは明白である。

なぜなら正当な理由があるときには、民法（明治29年法律第89号）第834条の親権喪失、親権停止及び民法第835条の管理権喪失の各審判制度が設けられているため、これらの制度により対応できるからである。

一方で、父母の意見が一致しない場合については、様々な背景事情を鑑みるべきところであるが、これらの正当性の判断は、もっとも子どもの福祉を最優先とすることを前提として行政の運営に反映されるべきである。

片親の意思確認をせず、父母の同意ではない申請をどのように取り扱うかということを検討せずに、手続が進められているのであれば、公共サービスを等しく受ける権利を失うことになる。

すなわち、中立的な判断にはなっておらず不利益をもたらしている。

(エ) もし仮に、特段の理由なく子の居住区が変更になったことが理由になるということであれば、法的根拠がなく法定代理人（親権者）として双方の取り決めがないこととなる。

子の意思に反する形であれば、適切に監護状況が決まっていなくてもかわらず監護状況が変更されたということになり、父母間の意見の相違・

対立を調整する機能がないことによる行政の判断は、平等性に欠く行政の運用といえる。

なぜなら、憲法第24条を前提に父母同等の権利があつて、民法第818条第3項の婚姻中共同親権及び民法第752条の父母の協力義務を鑑みると、父母に身上監護権があることが明確になっているにもかかわらず、意図しない監護状態が継続することを手助けしている。

本来は、長く安定して生活してきた監護の継続性（継続性の原則）を重要視すべきであるが、生活環境の変化を容易に片親のみで変更することができるのは、子の福祉の観点から不当である。

現行の行政の運用では、子に着眼した視点ではなく、片親の実行支配を成立させるために、先に連れ去ったほうの親に加担し、結果的に子に対する教育への関与について別居親（他方親）を排除することにつながりかねない。

ここで、正当な理由がない場合については、一方的な連れ去りであると刑法（明治40年法律第45号）第224条の運用として警察庁が、正当な理由のない限り未成年者略取罪に当たると、令和4年2月3日に明らかにして現場徹底をする方向性となっている。

刑法第224条としては、未成年略取誘拐罪に該当する可能性が高い。

配偶者間における連れ去りについて、被害の届出など適切な対応をするように警察庁刑事局捜査第一課長から通達も令和5年3月29日になされた。

これが、子どもの権利条約第35条における児童誘拐にも当てはまる。

このような法体系があるにもかかわらず、同居親と別居親で異なる権限とみなされる運用となっているのは、違法性と不利益性の両面があるといわざるを得ない。

(オ) 仮に片親だけの判断で行政手続が成り立つのであれば、事実と異なる申請を差し戻すことや、訂正も片親の権利として同格ながら同等の権利を有するはずである。現状では、民法第752条の同居義務違反にならないとはいえない状況であり、さらには子の監護に関する認定を変えることによって、子の連れ去りを助長させることにつながる。

これらが、別居状態となる民法第820条の他方親の監護権（子の監護及び教育をする権利）及び民法第821条の居所指定権の侵害、民法第822条の子

に対する懲戒の侵害、民法第823条の子が職業を営むことの許可等の侵害及び民法第824条の子の財産の管理及び同財産に関する法律行為についての侵害となり、民法第752条の協力義務に適さない。

特に民法第820条の規定どおり、親として中核をなすとされる権利が失われることになり、子の利益（子の福祉）に反する以外のほか正当性が見当たらない。民法第818条第3項の親権の共同行使としても不適合である。

そもそも共同親権・共同監護状態にあるにもかかわらず、居住地の違いによって受益の差が生まれるというのは、憲法第14条の見地から平等性という点で違憲である。

また同時に、住民票の変更は、少なくとも民法第820条の他方親の監護権（子の監護及び教育をする権利）及び民法第821条の居所指定権の侵害をしているとも考えられる。

そのため、連れ去ったことによる住民票の変更は、刑法第157条第1項の公正証書原本不実記載罪を避けるために直ちに変更する義務が生じるためやむを得ないが、監護環境の維持については、それによって判断される事由になるとは法的根拠としてほかに説明できるものが見当たらない。

つまりは、教育委員会の対応が法に基づく下位規範をなした運用体系となっていないため、違法性と不利益性の両面があるといわざるをえない。

(カ) 連れ去り後の片親だけの監護実績を積み上げると、子の監護の継続性が評価されてしまうことがあり、夫婦の同意を得なくとも手続が容易に履行されるという欠点が存在する。

従来環境における監護の継続性が軽視されているのが現状である。何より片親及び子が望まない形となれば、同居親の意思のみによって親子断絶（面会交流断絶）することも恣意的にできてしまうため、子の福祉の確保のための基盤を支えるという行政の根幹を揺るがすことになる。親と子の面会交流は、親権の有無にかかわらず子の様子や状態（片親の健康状態、経済状態及び子の監護状態に変化がないかどうか、子の健康状態及び就学状態に変化ないか）ということを確認するための権利にもなるが、実際の運用上は円滑に保障されているものではなく、生活上において大きな環境の変化を与える。

この点、仮に保護者としての認定地位に差がでないとするれば、既に実務

上問題が生じえないが、添付資料に示した「同居親」と「別居親」で公平性がないという扱いが保育機関及び教育機関にて確認されていることから、現状では不利益性があるとはいえない。

そもそも未成年者と法定代理人親権者との同居の有無によって、法定代理人親権者である審査請求人が子の養育に必要な書面の訂正をすることを規制する法は見当たらない。

したがって、事実を遡及して行政手続が見直されるべきである。

(キ) 教育的な観点でいえば、学校教育法第24条及び第43条の規定においては、保護者としての関わりを制限するものではなく、むしろ積極的に子の養育がなされるように保護者として関わっていくことが定められおり、これを阻害するものではないと解される。

学校教育法第16条に明記されているところによると、親権者が保護者であることに変わりがない。

同様に、学校教育法よりも広義である教育基本法（昭和22年法律第25号）第10条、第11条、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条等の規定を踏まえると、一貫して教育の在り方として、保護者との相互連携を図るためにも保護者の認定は必要性があると解される。

そして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項及び第3項で明記されているところによると、同居親や親権者との関係で不当な差別的取扱いをしてはならない。

仮に居住形態のみによって、各種申請制度において差別的な扱いを受けることを容認するのであれば、違法性がある。

(ク) あるべき姿は、子どもの福祉的な公共サービスを提供することが意義として含まれている。子の立場を重視するのであれば、正当な理由がない限り、監護が継続されて親子関係（人格的な利益）が維持されるほうが、子の自己肯定感も強くなることでコミュニケーションが活発となり、健全な生活を何よりも過ごすことができる場合が多い。

また、双方の親からの相談があって、子どもの進学（進路）や医療に関する意思決定が行われることで、子の養育における安定した環境の形成にもつながる。子が健全に成長する過程においては、愛着形成をするために親の存在は不可欠なものであり、親子の絆は、人格を形成させる基礎、言

わば子の考え方や生き方に刺激を与えて成長する機会となる。

つまり、生まれながらに親と子が物理的にも精神的にも代えがたい存在としてお互いを認め合い、その親子の絆を築いていくことについて正当な理由なく妨げることをせず、両方の親から愛情を受けて子どもの生き方に関わっていくことが、自己充足と自己実現、更に人格形成につながるのであって、これを実現するための目的であることが最大の福祉である。

しかし、正当な理由なき監護認定の変更そのものが、子の利益に反するものであるし、保護者としての認定地位を変えるものであり、親子関係として不利益性が生じる。

(ケ) 平成24年児童手当法改正通知第2の1(3)①によれば、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、児童の生計費の負担というような経済的要素は含まないものである。

このため、別居していても、子育て意思があって監護していると認められる余地があり、審査請求人が、子らを監護していないと断言するためには、これらの事実がないことを確認する必要がある。確認がないという現状であれば、親子関係が認知されず不利益性がある。

(コ) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第6条第2項の規定における保護者の定義では、子どもとの同居を要件としておらず、また、婚姻関係の破綻していない一時的な別居、単身赴任等、養育費の不払いの事情のみで、同項の保護者に当たらなくなるわけではないとの政府見解（内閣府作成令和2年12月21日付け自治体向けFAQ第18版No.149）があるとされつつも、審査請求人の保護者としての地位を剥奪した処分は違法である。

支援法第23条第1項の規定によると、教育・保育給付認定変更申請の申請者を、給付認定を受けている全ての教育・保育給付認定保護者とすることを要請しておらず、上記申請は、教育・保育給付認定保護者のうち、いずれかの者が行う申請で足りると解される。

しかし、全ての保護者を記載することが求められている。

これらの経緯については、これまでの行政相談で事前の説明をしているのであるから、配偶者からの申請に不足する点が容易に予見されるし、補正あるいは双方の親から事情を積極的に確認できるものである。

(サ) 配偶者については、有責配偶者としての行政処分を受けただけでなく、有責性を司法が認めた事実がある。

しかし、子の監護を継続すべき事由があることから、子の利益を最も鑑みて離婚届不受理申出書を審査請求人は提出している。

最高裁（昭和62年9月2日大法廷判決）によれば、「有責配偶者からの請求であるとの一事をもつて許されないとすべきではなく、これを容認すべきものである」としていることから、信義誠実の原則に反して許されないというべきところ、保護者の認定地位に差が出ることは不利益性がある。

(シ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び同条第3項並びに同法第292条第1項第9号及び同条第3項によれば、扶養親族とは、納税義務者の親族でその納税義務者と「生計を一にする」者のうち、前年の合計所得金額が38万以下であるものをいい、2以上の納税義務者の扶養親族に該当するものがある場合、これら納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなされる。

また、国税庁所得税基本通達2-47によれば、上記「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものでなく、親族間において常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合も含むとされている。

本件において、審査請求人は、合意なき子の連れ去りにあって日常の起居は共にしていないものの、常に生活費等の送金を行っており、子と「生計を一にする」者といえる。

よって、子の監護に要する費用（婚姻費用）としても相互扶助している状態にあり、子の監護状況にある。

なお、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項は、2以上の納税義務者につき、同一人が扶養親族としていずれかの納税義務者の扶養親族とするか定められないときは、当該2以上の納税義務者のうち、地方税法第32条第1項及び同法第313条第1項の前年の総所得金額等の合計額が最も大きいものを扶養親族とすると定められており、引き続き子を遺棄することなく責務を果たしている。

以上により、子の監護を現に継続すべき理由が、明確に存在することは明らかであり、保護法益の観点からも不利益性がある。

(ス) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第27条第1項及び同条第2項の規定によると、親子関係をひもづけることに当たって必要な文書の訂正の請求ができ、同法第29条の規定により、訂正請求が却下されたとしても、本審査請求によって新しく事実や制度を知ることによって、訂正請求に必要な情報があるものとして取り扱われなければ、過去の親権の行使に、合意のない申請に対して遡及できないことになり、審査請求人としてのいかなる手続をも排除するということになりかねないため、違法性がある。

また、訂正することにより、申請のあった情報を不用意に書き換えることで削除するというものではなく、不足された情報を足すことから、実態に基づく保護者としての登録について、利用目的として合致するものであり、訂正請求自体に合理性があるものと解される。

仮に、共同親権下において、片親のみの保護者の登録ができないという制度であれば、子の養育という権利としての人格的利益の享受の点で差異が生まれることになり、申請の事実を知らない限り、訂正の機会がない。そうすると先に申請したほうが有利という特権制度が生じ、かえって親子関係を断絶するときの手法として用いられてしまうことが容易に推測される。

よって、子の連れ去りをするときに、保護者としての認定地位を実行上において妨げる手段となり得ることから、制度の濫用ともなり得る手段が存在することになるが、特にこれに対処できる行政の仕組みが見当たらないため、不利益性がある。

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、個人情報保護法に引き継がれていると理解している。

(セ) 学校教育法第20条及び同法第21条第4項の規定からすると、幼保連携型は、基本的な理念を教育と結び付けていることから、幼児期から青年期までにおける親子関係は、更に子どもの視点とした利益とされなければならないと解される。

しかし、片親の登録がないとなれば、次第に認知の差が生まれ、疎遠になっていくことは容易に想定し得る。これにより、保育及び教育機関が保護者が二名いることを直接認識する機会が困難となり、本来の親子であっ

たとしても、第三者として対応を取らざるを得ない状況となる。

ここで学齢簿は、単なる事務要領ではなく学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）によって定められているが、教育委員会の自治体においては、未就学児における幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）ともひもづけられていることから、教育連携という観点において、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項第1号及び同法第3条第5項の規定に十分に合致すべきものである。

仮にこの解釈が異なるのであれば、その点を明確にされたいし、その見解が文部科学省及びこども家庭庁にとって真意なのか確認すべき事由になると思慮する。ここで、法的根拠とともに保護者登録においては、明らかに登録有無によって取扱いが異なることが考えられる。むしろ、父母のうちどちらか一方で運用上の支障や効力に差がないということであればよいと、とどめるのであれば、仮に別居親が登録された場合のみに当たっては、弊害となる事由がないと説明できると言い切れるのかという点が浮上するため、審議を求める。

そもそも片親のみの登録でもよいのであれば、同居親と別居親において、具体的な公法上の関係性を定めたといえないため、むしろ双方が権利を等しく持っていることが望ましいはずである。

そしてその取扱いについては、差別的ではなく、同様な運用でなければならぬ。つまり実効性の観点から、学校教育法に関して同様な保護者として明瞭になるような文書が存在しないと、これを組織一体として解釈することができないため、審査請求の訴えが適切な対応として捉えられるべきであるし、手順が明確になるようにこれを一般化されるべきである。

強いて言及すると、もしシステム上（データベース上）の観点から保護者が1名のみしか入力できないというのであれば、それを明示する必要もあるし、かえってシステム制約であるならば、他の媒体によっても補完するという一案を見出すことができる。

さらにシステム運用上の観点でいえば、様々なケースの在り方に対応していないということで、新たに改修点が見つかるのであれば、それを地方自治体から国へ打診するのも一つの解であるといえる。

(7) 厚木市の実施機関における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に

係る審査基準（更新日：令和5年5月15日）によれば、第6—1における事実に基づくものであり、対象範囲に含まれるものと解される。

そして、訂正しない旨の決定（個人情報保護法第93条第2項）は、同基準に五つの定めがあるが、いずれにも該当しておらず、着地点が見えないため、不訂正による不利益が生じる。

(夕) 行政不服データベースの「相模原市：3こ若政 第1724号」によれば、「保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいうと規定されている（支援法第6条第2項）。」とされ、「給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの区分、保育必要量、認定の有効期間、利用者負担額に関する事項を変更する必要があるときは、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる」とされている（支援法第23条第1項、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第10条）。市町村は、教育・保育給付認定の変更の申請により、給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができ（支援法第23条第2項）、変更の認定を行ったときは、その結果を当該変更認定に係る給付認定保護者に通知しなければならないとされている（同条第3項、第20条第4項前段）。当該通知は、教育・保育給付認定の通知と同様に、原則として申請のあった日から30日以内にその結果を当該給付認定保護者に通知しなければならず（第23条第3項、第20条第6項）、30日以内に当該申請に対する処分がされないとき等は、当該申請をした保護者は市町村が当該申請を却下したものとみなすことができるとされている（第23条第3項、第20条第7項）。」となっている。

すなわち、事実として保護者としての認識は、これまでの審査請求人から送付した申立書などによっても教育委員会は双方の親が存在することを認知できる状態であった。教育・保育給付認定については、小学校就学前子どもの区分、保育必要量、認定の有効期間、利用者負担額に関する事項を必要があるときに申請することができるものであるし、令和5年6月時点でも、川崎市で両方の保護者の認定があることを教育委員会は確認済みであることを鑑みても、就学後においても、片方の親しか記載がなく情報

が欠落した状態になっていることから、これを個人情報保護法として訂正できないという理由と解釈するのは、誤りといわざるを得ない。

この点、個人情報保護委員会によれば、「Q 9-19 本人から保有個人情報のデータの評価が誤っているとして訂正等の請求があった場合には、訂正等に応じなければなりませんか。」「A 9-19 個人情報保護法では、保有個人データの内容が事実でないときに訂正等を行う義務が生じます。そのため、訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報である場合には、訂正等を行う必要はありません。ただし、評価に関する保有個人データに評価の前提となっている事実も記載されており、それに誤りがある場合においては、その限りにおいて訂正等を行う義務が生じます。」とされている。

(f) 行政不服データベースで類似案件を参照し、令和5年5月28日付けにおいて（武蔵野市：2武行審簿第1号の44）の裁決書を厚木市に送付した。

これは、同居した親が、一人親として申請した事例であるが、給付条件として認められなかった案件である。この事案により、支援法第6条第2項の「保護者」に当たるかどうかの判断について、市町村に裁量が認められるが、「保護者」に当たるか否かの判断は、その判断が支援法上の種々の権利関係に影響を及ぼすことに鑑みれば慎重に行われるべきであり、各家庭の事情を十分に踏まえた上で、「保護者」に当たるか否かが問題となる者がどの程度、子に関わって監護を行っているかを十分に調査し、及び検討して判断すべきであると解される。

ここで別居に至るまでの経緯は、審査請求書の添付資料に添付したことや、引き続き子の監護の意思をする高い意欲を示して親子交流が密になるように働きかけていることは、疎明資料として提出したとおりである。

しかし、教育委員会が当初、申請様式から読み取れる部分としては、不確実性や不十分な情報もあったと推測され、給付認定に至る手続は正しいと判断せざるを得ない状況であったかもしれない。

他方で、子の監護を審査請求人が放棄したという情報を配偶者から得ていないと思われるし、弁明書においても配偶者から説明があったことの話は見つからない。請求人を「保護者」に当たらないとした教育委員会の判断は、その調査又は確認が不十分であるという点において合理性を欠いて

おり、少なくとも不当なものであるといわざるを得ない。

ここで、結果的に直ちに子の利益が害されるというような状況を回避することを念頭に置かないということが前提であるのであれば、その後、自力的救済として子の監護に影響が出なかったほうが少ないといえるか釈明を求める。

- (ツ) 個人情報保護については、曖昧な取扱いとなっていると思われるが、子の法定代理人としての地位は存在するものである。

「最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081ページ」によれば、理由の提示が不十分である場合、当該処分は、たとえ結論に影響がないとしても、違法なものとして取消しの対象となると思慮する。そこで具体的な法やガイドラインがない場合には、教育委員会は不透明な部分があれば、文部科学省に問合せをすることができると思われる。そうすれば、単に解釈に曖昧性が残らないようにするため、慎重に調査及び審議することにつながると想定する。

審査請求人として持ち合わせる情報は、「文部科学省として二重保育（二重在籍）を禁止する法的根拠がない」との回答のみにとどまっている。

法第1条及び第65条の規定からすると、最も子の利益になるように努めるべきである。

したがって、様々な事実及び関連する法令によって評価・判断すべきところであり、経緯・目的やその性質、利用状況を照らし合わせても、個人情報中の事実と客観的な事実の相違があるところ、その他の法律上の利益が侵害される相当程度の不訂正の理由が明確ではなく、教育委員会の対応は合理性があるとまでは解釈できない。

- (テ) ○○○○○○○○○○損害賠償請求事件によれば、「他方親の同意なき子の連れ去りを違法とする規定、その他原告らが主張する法規制の規定は、今後の国内法の在り方についての一つの選択肢として、議論されるべきものといえることができる。」と判示されており、親権行使については、過去の立法不作為が存在しないとまで言い切れないことを踏まえても、単に請求人だけの問題にとどまるだけではないことは明白であり、教育委員会の説明だけでは、たとえ一般化したとしても教育委員会の決定に公益性・公平性があるとはいえず、中立公正な対応ではなかったと解するのが

相当である。

- (ト) 民法上には、親が子を監護する権利を明文化している。双方の親が関わっていくためには、保護者の情報が必要である。しかし、実務的に見ても一人の親のみが特別に持ち合わせる個人情報の文書とはいえない。仮に両方の保護者の認識が公文書で管理されないとすれば、各種手続の公平性を失うことになる。

また、個人情報保護法第90条によると、特別の手続が定められているときは、訂正請求の対象外となると書かれている。このままであれば、訂正の方法はなく、特別の手続が定められているとはいえないと解されることから、同条の訂正請求に基づき適切に申請をしたと考えている。

仮に特別な手続があるとすれば、具体的にその方法について提示を願う。それならば同法の解釈により、別の手段が一般論として認められる手続と解釈できる余地はある。もしそうになると本訂正請求ではなく、ほかの手段で代用できるはずである。

そうなれば、審査請求自体の理由がなくなるとも予見する。

- (チ) 保護者は、親権者としての位置付けでもあるし、そもそも親の権利義務があると解されている。この点は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇損害賠償請求事件（令和5年4月21日判決）の判示からすると、自然的親子関係をみだりに妨げられてはいけないことについて人格的利益を有するという意義からも、同居親と別居親が同等な保護者関係という地位があるし、同じ教育者という側面を持つ。

したがって、親子関係の維持及び修復する上で、結びつきについては運用改善に関わる時間を要して緩やかな見直しになったとしても、着実に法的保護に関する重要な利益が守られるべきである。

審査請求人は、未成年者との良好な関係性を保つように双方の親の関わりを尊重している。

- (ニ) 「子ども虐待対応の手引き」厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課によれば、児童虐待防止法の観点より説明があり、別居していても、子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が、監護を行う意思があると認められるものでなければならぬとのことから、監護意思があつて虐待を予防するためには、

子の居場所を知る権利がある。

逆にいえば、保護者登録がされ、子の情報を相互に連携することによって、虐待予防する効果が上がることは明確であるが、これを妨げる不利益性がある。

(ヌ) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第15条第2項の規定から、未就学児が、義務教育を受けることになったときから、保護者の認知がなされていることで、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携を図ることが可能である。

また、重大事態への対処として、同法第28条第2項及び第3項の規定により、子のメンタルヘルスへのサポートが強化されることになるが、ところが現に教育委員会の方針では、これを妨げている状態にあり、保育・教育機関として対応に差が出ることを容易に推察できることから不利益性がある。

(ネ) ○○○○○○○○○○○損害賠償請求事件（大阪地裁令和5年7月31日判決）によれば、「子どもの養育は、子どもが将来成熟した大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成させ、自己実現を図る基礎となる能力を身に付けるために必要不可欠な営みであり、その最も原初的かつ基本的な形態は、子が親との自然的な関係に基づいて親から受ける養育である。他方、親にとって子を養育することは、子どもがその人格を完成させ、自己実現を図る基礎となる能力を身に付けるための責務であることにとどまらず、子との自然的な関係に基づいて自己の人生をどのように築きあげるかという親自身の自己実現ないし自己表現に密接するものである。したがって、国家から不当に介入されることのない自由権としての「子が親に養育される自由」「親が子を養育する自由」は、いずれも個人の人格的生存に不可欠な利益というべきであり、憲法上として保障される人格権の一内容として、憲法第13条によって保障されると解するのが相当である」という判示があり、親子の権利が各種法規定によって照らし合わせても守られるべきである。

個人情報訂正の本来の目的は、親子の養育の履行に当たって係る各法令を遵守することにつながる。個人の権利を侵害するおそれがないかという観点で振り返っても、児童が両親に養育され、家庭で育つことが、児童

の最善の利益に資するもので、親が子を養育することは、子の利益及び人格的な基本権と整合する。

したがって、個人情報の保護という観点で不訂正となるのは、不自然でもあるし、子の利益や基本的人権においても不利益を及ぼすというほか解釈できない。このような養育権という基本的人権があるにもかかわらず、片親のみで成立することができる手続が存在することが制度上に存在することによって未整備の部分が存在することが明らかである。

(イ) 地方自治法第1条の2第1項、第2条第2項並びに第10条第1項及び第2項の規定からすると、自治体において税法上の平等性や公共事業としての福祉的なサービスを父母等に受けることができることから、保有個人情報の内容が「保護者」としての認定地位を欠くものであって、保育や教育に関する役務提供をひとしく受ける権利や、その負担を分任するといった趣旨に反するものであり、違法性がある。

(ハ) 弁明書の処分理由では、民法上の解釈から明文化された規定に沿った論点はない。そもそも未就学児に保護者としての認定がなされた川崎市の認定を正当な理由がなく他方親の無断で書き換えた虚偽申請を起点としたものであり、教育委員会は保護者の認定を失わせる基本的人権（親子の関係性）の侵害を継続している立場にある。

審査請求人としての保護者情報を保持しないのであって、教育的に差別的な対応と解釈するほかないし、子は親の愛情を享受する機会を失いかねないということは明白である。

なぜなら子は、様々な行事に参加してほしいと懇願しているが、その機会を調整するための情報を全く与えないことにつながりかねない状態が継続している。家族や社会の在り方として、子どもを守り育てることを最優先する「チルドレン・ファースト」が子ども家庭庁として示されており、地方自治の運用は、これを実現すべき政策・運用を図ることが豊かな社会を育むし、暮らしのために法と運用がある。

したがって、最善の制度として適宜見直しが必要と考える。仮に監護として相応しくない問題があるとすれば、行政対応として臨機応変に保護をすべき点がある。

しかし、そのような事実がないことから、未成年者の福祉に鑑みて監護

の継続をすることは不当でもないし、審査請求人を保護者ではないとして未成年者から離脱させるという運用点があることがそもそも子の福祉にならないため、たとえ運用上の明確な基準がないとして問題がないといえるかどうかは措くとしても、甚だ不相当であるといえる。

また、配偶者の監護自体の適格性を疑わせる事情といわざるを得ない点があった経緯そのものが注目されておらず、配偶者のみにおける一方的な手続であるという評価も限定的なものであるといわざるを得ない。

しかしこのような事実があったにもかかわらず、経緯に十分な着目がされてきていないことから、一人の親として平等性として取り扱わないことに問題がないとはいえる根拠に乏しいというほかない。むしろ、ごく一般的な親子の接点が失われていくことの欠陥ではないかという思いから、今後の全般的な社会像を思い描いても、やむを得ず審査請求するほかなかったのである。

- (七) 「令和5年7月20日付けの保有個人情報不訂正決定に対する審査請求（保有個人情報不訂正決定処分取消請求事件）」（令和5年度厚審第2号）は、審査請求人が別途、保護者の認定地位に関して請求したものである。配偶者は、「審査請求人を保護者として認めない」として不当な申請を行った。

しかし、単なる単身赴任と同じ状況に過ぎず、厚木市としては、おいて子について双方の親が育児に関わるために、別居保護者として認定がみなされた。

そしてこの事実は写しにより保育施設にも示された。

このような公平な取扱いがなされた。この行政対応には非常に恩赦すべきところである。

したがって、義務教育においても同様な方針となるべきである。そうなれば、憲法第14条の平等性に反しないともいえる。当然、子の利益を著しく害するときは、民法第834条の2によって、親権停止の審判があることから、このような権利が行使されないことが客観的な根拠として判断されない限り、養育の義務を追求することは自然のことでもあるし、行使するかどうかについては、正当性がない限り、教育委員会がその機能を妨げてはならない。

(7) 本来、民法第818条第3項によれば、父母の婚姻中は、父母が共同して行うものとされており、配偶者が正当な理由なく勝手に住民票を移動したのは、民法第822条の共同親権者の居所指定権を侵害するものであり、許されない行為である。

また、一方的に通園先を変更している状況であり、民法第825条においても、父母の一方が、他の一方の意思に反して、共同名義で法律行為をした場合、契約相手方の善意であれば、その効力が妨げられないが、相手方が悪意であったときは、その効力は生じないとされている。

したがって、事実経過からすると悪意がある親子引き離しによって引き起こされたことに起因するほかならない。そもそも未就学時点における不法的な契約が存在しており、そのまま契約満了によって義務教育に移行していることから、これらに関する契約において審査請求人が一切関われない状況にされていることが続いている。未就学の最終時点である指導要録の情報が学校へ引き継がれるが、そうすると親子存否が明確になっておらず、不利益を受けた状態で運用されており、専ら片親のみの行事予定などの通知がなされておらず、むしろ子の入学式ですら、申込みができなかったため、立入りを断られた。平然と第三者としての扱いを受けたことから、人生に一度しかない晴れ日の姿を見られなかったのは、非常に精神的な苦痛でもあるし、子の記憶にも残らない不憫な想いをさせてしまった。

このため、不利益からの回復には、両者がともに親であるという基本的な原点に立ち戻って振り返るべきである。

要するに、親子の実現に資するものであることを考慮すると、子の生活のサポートから青年に達するまでの長期的な教育方針に関する決定に至るまで、様々な判断を適時かつ適切にすることが求められるため、公平性のある取扱いがなされるべきである。

つまり、一方のみを親権者として扱うだけで、子の利益を確保するということでは充足されず、父母の関係性によって親子関係が依存するというのを避けなければならない。そうすると、子の利益を第一とするならば、相互に協力して子の養育に関与して子の養育に関する協議につなげていく機会を増やすことが子の福祉そのものであることから、できる限り公平な立場である教育委員会は、その実効的な親権行使としての保護者の地位を

認定していくことによって、不利益性をなくすことに結び付いていくのである。

- (ハ) 審査請求中、教育委員会から審査請求人に対して、「児童調査票」があるが、審査請求人の保護者の存在について、これまで知り得た情報から、名前、連絡先及び住所をひもづけるという連絡があった。実際に、子が在籍する組織長（学校長）から2023年9月8日に、児童調査票に情報を追記したという事実が述べられた。これは、毎年状況を調査することになるが、法定代理人である片親が明記されるかどうかは、審査請求人にとって知る由がない。これは、非同居親が、どのように手続がなされているのかどうか知らず、また正しい状況を申請することができない。

しかし、この事実をもって子に何らかの事態が発生したときに、法定代理人へ緊急連絡をすることが公として可能となることから、一定の効果があると期待する。毎年更新されるので、継続的に情報を追記していくことや、他の市民にとっても同様な対応が行われるのであれば、不利益性が生じにくいいため、教育委員会からの各学校長におけるアナウンスとして通知文書があつてよいのではないかということ提言する。

- (ホ) 学校教育法施行令第3条の規定から、処分理由として「住民基本台帳から全ての保護者が判明するものではなく、住民基本台帳における世帯主との続柄などから保護者であると認められる者の氏名を保護者欄に記入することとなる」と弁明しているが、仮に訂正を行わないでよいと判断したとしても、連絡先が分かれている状態においては、双方の保護者の相互連携を欠くことにつながりかねないことになり、たとえば万が一における児童の心身に緊急性があつたときに対応ができないのだから、不利益性がある。

したがって、この不利益性を解消するために、少なくとも保護者情報として管理する公的文書への加筆修正を求めたときに訂正できないというのは、正当性を欠くものといわざるを得ないが、この点について釈明を求める。

確かに生存の事由によっては、片親のみの保護者しか実存しないケースもあるが、審査請求人は、このような立場に該当しない。

つまり、弁明書に記載されているような文部科学省からの通知にいたっては、別居家庭へのケースを前提としておらず、通常の居住形態を想定し

た「原則」という対応からは除外されるであろう。なぜなら、みなしひとり保護者ではないため、「原則」には当てはまらない。

さらには、文部科学省の通知は、あくまで運営上の一つの要領を示したもので、法的な定めを示したものではないし、この通知をもって全てのケースに当てはまるとは言い切れるものではない。

- (マ) 弁明書に記載されている「指導要録は、その保護者の存在を証明するものではない」というものを真に解釈の意図としているのではなく、審査請求人としては、「指導要録は、保護者の存在を認知できる手段」という認識である。この認知がないとすれば、保護者との懇談会などといった場では、児童に関する相談ができる立場とは、直ちに学校側へ認識されないため、遠隔育児の能力が低下することにつながりかねない。もし仮に、一人親のみの記載でよいということであれば、審査請求人のみの保護者へ変更記載することによって何ら問題がないということではないということをごのように説明できるのである。

つまり、教育委員会としては、審査請求人の氏名のみが記載された指導要録が存在したとしても誤りがないという便宜もしていることになる。

そうすると、不利益性が生じないだろうか。審査請求人としては、多少なり違和感があるが、この不利益性の認否について釈明を求める。

ただし、弁明書のとおり行政運用として不利益がないと言い切れるのならば、次年度の学齢簿に審査請求人名を記載して誤りがないということが事実をもって弁明書の解釈が正しいと示される可能性もあるし、同様な他の市民におけるケースにおいても他方親の存在を知ることによって、物理的に離れた親子の連携が深まることも新たな解として見つかる可能性があることも付言する。

- (ニ) 配偶者は、夫婦の同意なく子どもを連れ去って居住形態を変えたのだから、住民基本台帳で管理すべきところの世帯主ではなくなる。勝手に住民票を変えることが、未成年略取誘拐罪になるが、これが行政手続によってほう助的に保護者としてみなされないということになる。これは、現行システムの欠陥であることによって生じている不備である。

学齢簿の作成に当たっては、学校教育法施行令第2条によって、市町村の教育委員会は、毎年10月31日までに、その市町村に住所の存する新入学

者の10月1日現在の学齢簿を作成することになる。子の学齢簿の作成により、就学を予定している子どもの氏名が確定する。

また、障がいのある子どもについては、学齢簿作成までの早期からの相談や支援体制の充実が、円滑な就学事務の実施には、極めて重要な観点になる。

したがって、子どもや家庭の状況に応じて支援をしていくことにも意義があり、親から十分な情報が得られるかどうかという観点が重視されなければならない。

本件は、学校側へ確認を図ったところ、そもそも重大な病歴が共有されていないことが分かった。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第8条において「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」ことに支障が出るほか、同法第9条の規定が履行されず、違法性がある。

(d) 父母共に、対等な関係性として教育面から培われる文化的な責任に関わりを持つことも、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条の規定から、家庭生活における活動とほかの活動の両立として、男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たすことが求められている。

同法第9条の規定からも、教育委員会は、単に一方的な親だけに優先となるケースを設けてはならない。

(e) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第150号）第3条第5項の規定から、保護者登録によって認知されないことにより、例えばPTAなどの各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体に関与できないことになり、違法である。

(f) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第2条第4項の規定から、保護者登録によって認知されていないことにより、各々の相互に協力しながら取り組むことができず、違法である。

(g) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第11条の規定に該当するときには、支援の必要性そのものを失うという不利益性がある。

4 教育委員会の説明要旨

弁明書及び教育委員会担当職員の口頭での説明を総合すると、本件処分の経緯及び理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報について

教育委員会は、本件訂正請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人の本件行政文書であり、審査請求人が訂正を求めている本件保有個人情報は、本件行政文書における本件保護者欄の記載内容であると判断した。

そして、本件保護者欄には、審査請求人の母の氏名のみが記載されていたことから、教育委員会は、本件保護者欄に母の氏名のみが記載されていることをもって本件保有個人情報が事実ではないといえるか否かを審査した。

(2) 本件処分について

教育委員会は、令和5年8月1日付けで、本件保有個人情報の内容は事実であり、本件訂正請求に理由があるとは認められないとして、本件処分を行った。

(3) 本件処分の理由について

本件行政文書のような指導要録は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）により校長が作成を義務付けられた文書であり（施行規則第24条第1項）、外部に対する学籍の証明の原簿及び学習の記録（同項括弧書参照）として作成されるものである。

指導要録の記載項目・様式は、文部科学省の各都道府県教育委員会に対する通知及び各都道府県教育委員会の各市町村教育委員会に対する助言・指導に基づき、各市町村教育委員会が決定する。

文部科学省から各都道府県教育委員会に対する指導要録に記載する事項に関する通知（平成31年3月29日30文科初第1845号。以下「通知」という。）において、指導要録は「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」で構成した上で、各記載項目についての配慮事項が示されている。教育委員会においては、基本的には上記通知を踏まえて指導要録を作成するものとしている。

通知では、指導要録の保護者欄を含めた「学籍に関する記録」については、原則として学齢簿の記載に基づき記入することとされている（通知別紙1）。

学齢簿は、各市町村の教育委員会が当該市町村の住民基本台帳に基づいて編製するものとされており（学校教育法施行令第1条第2項）、学齢簿における

保護者に関する事項は、住民基本台帳に基づき記入することとなる（なお、ここでいう保護者とは、学校教育法第16条に規定されている「保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））」を指すものである。）、住民基本台帳から全ての保護者が判明するものではなく、住民基本台帳における世帯主との続柄などから保護者であると認められる者の氏名を保護者欄に記入することとなる。その結果、学齢簿における保護者欄には、保護者1名の氏名が記載される（例えば、続柄が世帯主、子、妻の世帯においては、世帯主が子の保護者であることが判るため、世帯主の氏名が保護者欄に記載される。妻が子の保護者に該当するかは不明である。）。

そして、指導要録における保護者欄には、原則として学齢簿における記載に基づいて記載することから、学齢簿に保護者として記載されている保護者1名の氏名を記載することとなる（なお、文部科学省から各都道府県教育委員会に対する指導要録の取扱いに関する通達（昭和32年2月25日文初財83号）では、指導要録の処理が学齢簿の記載と一致して行われるよう留意することが求められている。）。

指導要録の目的・効果の面からみても、指導要録における「学籍に関する記録」は、児童の学籍を記録することを目的とするものであり、当該児童の全ての保護者の存在を証明することを目的とするものではなく、また、指導要録に保護者として記載されていないことをもって、学校において当該児童の保護者として扱わないという効果が発生するものでもないから、保護者が複数存在する場合に全ての保護者の氏名を記載する必要がない。

上記の学齢簿の記載内容との整合性や指導要録の目的・効果などを考慮して、教育委員会においては、指導要録の保護者欄は、原則として学齢簿の記載に基づき、児童の保護者1名の氏名を記載すればよいものとしている。したがって、指導要録の保護者欄に1名の氏名が記載されているのであれば、その者が学校教育法第16条の保護者でないのであればともかく、全ての保護者の氏名が記載されていなくとも、事実には誤りはない。

本件保護者欄には審査請求人の保護者である母の氏名が記載されている。

したがって、本件保護者欄に父の氏名が記載されていないとしても、本件保有個人情報に誤りはなく、本件訂正請求に理由はないから、教育委員会は本件処分に至ったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 保有個人情報訂正請求の趣旨について

個人情報保護法第90条の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正（追加または削除を含む。）を請求することができる。

この制度は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みである。

なお、訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外である。

(2) 訂正義務について

個人情報保護法第92条の規定により、行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

なお、理由があると認められない場合及び認められる場合については、次のとおりである。

ア 理由があると認められない場合

(ア) 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合

(イ) 行政機関等による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合

(ウ) 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合

イ 理由があると認められる場合

行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合

理由があると認められる場合において、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。

(3) 本件処分の妥当性について

当審査会は、教育委員会の本件保有個人情報に誤りはなく、本件訂正請求に

理由がないとした本件処分について、以下、検討する。

審査請求人は、上記3の審査請求人の主張要旨のとおり、保護者2名が正しく記載されていないことは、各種法令等に照らして、違法性、不利益性等があることを主張しており、当該主張は、教育現場における保護者の取扱い等に関していえば、十分に首肯し得るものである。

また、審査請求人の法定代理人は、当初学校施設等から、保護者として扱われないといった事態に遭遇しており、家族のあり方が多様化している現在において、学校施設が適切に児童の保護者を把握することは、重要であると考えられる。

一方で、指導要録の学籍に関する記録における保護者欄は、原則として学齢簿の記載に基づき、児童の保護者1名の氏名を記載すればよいものとしている。

これは、保護者を把握する手段として、別に児童調査票等といった手段が用意されていることから、教育委員会の説明に、特段不合理な点はない。

当審査会において、指導要録の様式を確認したところ、その保護者欄は、保護者を1名のみ記載するものとなっている。

現在、教育委員会で使用している様式が上記のものである以上は、本件保有個人情報に保護者2名が記載されていないことをもって、保有個人情報の内容が事実でないとはまではいえない。

(4) 本件行政文書のみを対象として処分をしたことについて

審査請求人は、訂正請求書において、訂正請求に係る保有個人情報の内容として、本件行政文書を例として挙げており、また、反論書においては、訂正を求める保有個人情報については、本件行政文書に限定する意思はないと主張している。

個人情報保護法では、第90条第1項により、制度の安定的運用を図るという観点から、訂正請求の対象を開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は他の法令の規定により開示を受けたものとし、訂正請求の趣旨の記載については、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正を求めるのが明確となっている必要があり、この制度の対象となる保有個人情報の範囲を明確に限定することとしている。

また、個人情報保護法第108条においては、訂正請求の手續に関する事項について、同法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めるこ

とができるとされているため、厚木市では、請求者の利便性を鑑み、訂正請求者が保有個人情報の記録されている行政文書を特定している場合には、同法第90条第1項の規定にかかわらず、開示請求の手続を経ずに訂正請求をしたとしても、制度の運用に支障が生じることはないとして、厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第18号）第11条において特例を設けている。

なお、行政文書を特定できていない場合には、個人情報保護法の趣旨から、開示請求の手続から行うことが適切である。

審査請求人は、訂正請求書において、特定の厚木市立小学校において、指導要録などの規定によって示された文書のうち、申請者分の保護者記載（例：学籍に関する記録）を訂正請求に係る保有個人情報の内容として記載しており、本件行政文書に限定して本件訂正請求をしていないとする反論書上の主張は、至極当然のものであるといえる。

教育委員会は、訂正請求書において、指導要録などと記載がある以上は、対象となる保有個人情報具体的に何か審査請求人に確認する必要がある、その上で、訂正請求書の補正を求める、必要に応じて開示請求の手続を案内する等の対応をすることができたと思料する。

しかしながら、そういったことをせず、本件行政文書に限定して本件処分をしたことは、審査請求人の訂正請求に対する処分が不足しているといわざるを得ない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年12月5日	○ 教育委員会から諮問を受けた。
12月19日	○ 教育委員会から保有個人情報不訂正決定について、理由を聴取し、事案について審議した。
令和6年1月22日	○ 審議
2月15日	○ 審議

厚木市個人情報保護審査会部会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
部 会 長	玉巻 弘光	学識経験者
	瀬戸 崇文	学識経験者
	太田 奈緒	学識経験者